

資料 1

1 関係行政機関及び推進協議会における平成25年度取組み方針について

(1) 関係行政機関取組み方針

《広島県》

- 1 所有者明示（個体識別）措置の推進
 - 犬・猫についての所有者明示措置の実施状況を調査する。
 - 所有者明示の重要性について普及啓発を図る。
- 2 人と動物の共通感染症に関する調査研究の実施
 - 犬におけるツツガムシ病の浸潤状況調査を行う。
 - 調査結果を踏まえて感染予防等について普及啓発を図る。
- 3 動物愛護管理法の一部改正について円滑な周知及び運用
 - 一部改正された動物愛護管理法について、動物取扱業者等に対して周知を行い、適正な運用を実施する。

《広島市》

- 1 動物愛護事業の推進
 - 管理から愛護への取り組み強化
 - ・譲渡の推進（収容動物の保全）
 - ・各種教室の開催（しつけ、愛護、ふれあい、飼い方等）
- 2 関係業界、団体との連携強化
 - 動物愛護推進員をはじめ、団体・個人との連携強化を図り事業を展開
- 3 危機管理対策の推進
 - 災害対策等、具体的な防災計画の検討の実施

《呉市》

- 1 動物愛護推進員の活動支援
- 2 ホームページや新聞掲載の活用による譲渡推進
- 3 不妊去勢の推進

《福山市》

- 1 法改正に伴うホームページの全面リニューアル
- 2 定時定点廃止に向けての取組み（引取り有料化を含む）
- 3 犬猫譲渡要件の緩和（福山市動物愛護センター犬・ねこの譲渡要綱改正）

（２）推進協議会取組方針（案）

- 1 不妊・去勢の普及啓発の徹底
 - 引取り頭数を削減するため、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等により引き続き不妊・去勢の普及啓発の徹底を図る。
- 2 譲渡事業の推進
 - 処分頭数を減少させるため、ホームページの活用や関係団体との連携強化等により、譲渡先の確保に努める。
- 3 所有者明示措置の啓発
 - 関係団体の協力等を得ながら所有者明示措置の普及啓発を図る。
- 4 動物愛護管理法改正に係る周知の徹底
 - 改正動物愛護管理法について、ホームページへの掲載を行うとともに、各センター、協議会構成団体及び動物愛護推進員等により周知の徹底を図る。